

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.133

No.133 2018.7.23

## ■「働き方改革関連法」の労政審議論、スタート

本年6月29日、「働き方改革関連法」が成立し、7月6日に公布されたことを受けて、労働基準法等が委任している省令や指針の制定に関する議論が、7月10日から、厚生労働省の労働政策審議会（労政審）で始まりました。

まずは、労政審の労働条件分科会において、時間外労働の上限規制に関する省令や指針に関する議論がなされています。労政審で配布された資料は、厚労省のホームページで閲覧できますので、ぜひご覧ください。また、議事録もアップされる予定になっていますので、働く者のための議論がなされているか、チェックしていきましょう。

日本労働弁護団では、今後制定される省令や指針について、真に労働者保護のための「働き方改革」になるよう、改正された法律や附帯決議をふまつつ、制定されるべきものに関して検討を進め、労政審に対して要求を出すことを予定しています。

他方で、7月10日に開催された労政審労働条件分科会では、使用者側委員より、今回の労働基準法改正から裁量労働制拡大の部分が削除されたことに対して、速やかに再検討し、法案を再提出するよう要望が出されるなど、今後も労働法制が「改悪」される可能性は、まだまだ払しょくされていません。引き続き、裁量労働制の問題点を、世論に訴えていく必要があります。

また、「解雇の金銭解決」についても、厚労省内

に、本年6月12日、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が設置され、議論が再開されています。解雇規制の緩和を阻止するべく、これについても日本労働弁護団では随時、問題点を発信していく予定です。

## ■「メディアで働く女性のための緊急セクハラ110番」

本年4月に問題となった、財務省事務次官のセクハラ発言問題を受けて、7月1日、日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）が「メディアで働く女性のための緊急セクハラ110番」を開催し、日本労働弁護団女性PTがこれに協力しました。

当日は、実際にメディアで働く女性の方から、深刻な相談が複数入りました。日本労働弁護団では、女性弁護士による「女性のためのホットライン」を実施しており、今後も、取り組みを強化していきます。



【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階  
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790